

令和3年度インターネットを活用した広報素材制作・発信等業務 仕様書

1 業務の名称

令和3年度インターネットを活用した広報素材制作・発信等業務

2 目的

若い世代を中心とした市民をターゲットとして、市政情報を分かりやすく伝える実写を基本とする動画（以下「動画」という。）及び漫画やイラスト（以下「漫画」という。）によるコンテンツを制作し、インターネット上をはじめとしたさまざまな媒体・手法で発信することで、幅広い市民に市政情報を届けることを目的とする。

3 契約履行期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

4 業務内容

受託者は下記のとおり市政情報を伝える動画及び漫画を制作して発信すること等により、市民に市政情報を届けること。

(1) 共通事項

ア 委託者から提示されたテーマに関する市政情報（施設紹介、行政サービス紹介、マナー啓発等）について、動画または漫画を制作すること。制作する市政情報のテーマは、概ね毎月、委託者から提示する予定である。なお、動画または漫画のいずれを制作するかについては、テーマごとに委託者及び受託者協議の上、決定する。

イ 動画で20テーマ、漫画で20テーマを制作すること（動画と漫画の合計で40テーマ制作）。

ウ 各動画及び漫画の具体的な構成等について、受託者は委託者から提示されたテーマに基づき検討して制作し、委託者へ提案すること。また、最終的な構成等については、委託者と協議のうえ、決定すること。

エ 撮影等に当たっての撮影先との調整や撮影場所の確保は、原則として受託者が行うこと。また、撮影場所について、使用料などの費用が発生する場合は、受託者が負担すること。なお、本市の会議室など、本市が手配できる場所がある場合は、これを撮影等の場所として使用することを可とする。

オ 撮影に機材費や小道具費、移動費等が発生する場合は、受託者がこれを負担すること。なお、撮影場所は原則として、札幌市内とする。

カ 制作した動画及び漫画については、基本的には以下の本市が保有・管理等をしている広報媒体に掲載予定であることから、これに適したものを制作すること。なお、これらの広報媒体への掲載作業については、委託者が実施する。

広報媒体	動画	漫画
札幌市広報部公式 Twitter	○	○
札幌市公式 YouTube	○	△
札幌市公式 LINE	○	○
札幌市公式ホームページ	○	○
市内街頭ビジョン	○	△

○ ➡ 掲載を必須とする。

△ ➡ 掲載を必須としないが、掲載できる場合は掲載する。

キ 制作期間は、動画及び漫画のいずれも、テーマの提示から1か月間～2か月間程度を想定している。具体的な納品期間については、提案内容を踏まえて、本市と調整して決定する。なお、受託者は委託者のテーマ提示後速やかに、制作スケジュールを委託者に連絡すること。

(2) 動画制作

ア 制作する動画の尺は、上記(1)カに掲載することを前提として、提案すること。1つのテーマに対し、複数の尺の動画を制作することは妨げないが、その場合も制作数は1テーマとするため、留意すること。なお、具体的な尺については、テーマごとに本市と調整して決定する。

イ 動画は実写を基本とするが、背景の合成やイラスト追加等により、分かりやすく効果的な動画を制作すること。

ウ 動画制作にあたっては、ナレーターを用意して、ナレーションを入れるほか、字幕やBGM、効果音を入れること。

エ 撮影・編集後の仮データについて、委託者が同席するプレビューなどを実施して委託者に確認し、委託者から指示のあった修正作業等を行うこと。なお、確認・修正作業等は3回程度を想定している。

(3) 漫画制作

ア 制作する漫画のコマ数は上記(1)カに掲載することを前提として、提案すること。1つのテーマに対し、複数の漫画を制作することは妨げないが、その場合も制作数は1テーマとするため、留意すること。なお、具体的なコマ数については、市政情報のテーマごとに、本市と調整して決定する。

イ 制作した漫画の仮データについて、受託者が内容を委託者に提示し、委託者から指示のあった修正作業等を行うこと。なお、確認・修正作業等は3回程度を想定している。

ウ 漫画のテイストなど表現方法については、テーマを踏まえて適切なものとし、テーマによって表現方法を変更するなどの工夫をすること。

(4) 情報発信

ア 上記(1)カのとおり、制作した動画・漫画については委託者の保有・管理等を行う広報媒体において発信を行うが、それ以外の効果的な情報発

信について、受託者が企画・実施することとし、具体的な情報発信方法とその効果（再生回数など）について提案すること。また、情報発信を行う期間についても分かるように提案すること。

イ 上記(4)アで提案した情報発信に係る費用及び手続等の一切は受託者が行うこと。

(5) 独自提案

独自提案として、仕様に定めることを超えて当該業務目的の達成に寄与する企画があれば提案すること。

5 権利関係

(1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。

(2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。

(3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。

(4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

(5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。

(6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。

(7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(8) 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。

委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

(9) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

個人情報取扱注意事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。